

平成30年4月10日

関係者 各位

四街道カントリー株式会社  
代表取締役 山崎 昭久

## 民事再生手続開始決定に関するお知らせ

弊社は、平成30年4月10日午後3時、東京地方裁判所より再生手続開始決定を受け、弊社について民事再生手続が開始されましたのでご報告します。

本件の事件番号及び今後の進行予定は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 事件番号

東京地方裁判所 平成30年(再)第10号

#### 2. 今後の進行予定

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) 再生債権の届出期間      | 平成30年5月 7日(月)まで                    |
| (2) 財産評定書・報告書の提出期限 | 平成30年6月 4日(月)                      |
| (3) 認否書の提出期限       | 平成30年6月 4日(月)                      |
| (4) 再生債権の一般調査期間    | 平成30年6月11日(月)から<br>平成30年6月18日(月)まで |
| (5) 再生計画案の提出期限     | 平成30年7月 2日(月)                      |

また、弊社は、本日、監督委員の同意を得て、スポンサーの募集・選定等のファイナンシャル・アドバイザー(以下「FA」といいます)として山田コンサルティンググループ株式会社(住所:東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワー10階、TEL:03-6212-2521)を選任し、スポンサーの募集・選定等に係るFA業務を委託することに決定しましたので、併せてお知らせします。

今後も、弊社は、東京地方裁判所及び監督委員相澤光江弁護士の監督の下、山田コンサルティンググループ株式会社のサポートを得て、役員及び従業員が一丸となって事業の再建に尽力して参ります。

皆様におかれましては、ご理解と引続きのご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

四街道カントリー株式会社 お問い合わせ専用番号

(TEL) 043-308-9955 (FAX) 043-432-8168

ゴルフ場休業日を除く平日 午前10時から午後5時まで

以 上